

地球温暖化対策技術開発事業 3,709百万円 (3,302百万円)

- ・**実用化を促進する技術**の開発、実証
- ・**中長期的視点から、経済社会システムの変革を促す基盤的な技術**の開発の両面から、CO2削減につながる技術開発を委託・補助により支援。委託・補助先は**公募**により選定。

バイオマスエネルギー等戦略的温暖化対策技術開発(委託事業)

イノベーション25において社会還元加速プロジェクト、及び研究開発ロードマップに位置づけられた技術開発に対する支援。

- ・社会還元加速プロジェクト
【環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用】
- ・研究開発ロードマップ
【効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術】
【先端燃料電池システムと安全な革新的水素貯蔵・輸送技術】

- (1) バイオマス資源総合利活用システム技術開発
- (2) 革新的水素貯蔵・輸送技術

地球温暖化対策技術開発事業

重点的に取り組む技術開発(委託事業)
地球温暖化対策に資する基盤的な技術開発に対する支援。

- (1) 省エネ対策技術実用化開発
- (2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発
- (3) 都市再生環境モデル技術開発
- (4) 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

製品化技術開発(補助事業)

技術開発委託事業の成果等により**製品化が十分に期待できる**地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。

国立公園の管理運営に関する課題

- (1) 目標(ビジョン)の明確化
- (2) 地域の新たな管理運営体制の構築
- (3) 合意形成の仕組みづくり
- (4) 適切な情報提供の推進等
- (5) 科学的なデータ整備の推進

地域性自然公園制度においては、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO、土地所有者、利用者等の多様な主体の連携が必要

国立公園を管理運営する協議会の設置

多様な関係者の参加

各公園の目標
(ビジョン)の策定

地域で目標を共有

適正な
利用の推進

目標を達成するための
行動計画の策定

各年度毎の行動・事業計画

公園管理の
担い手の育成

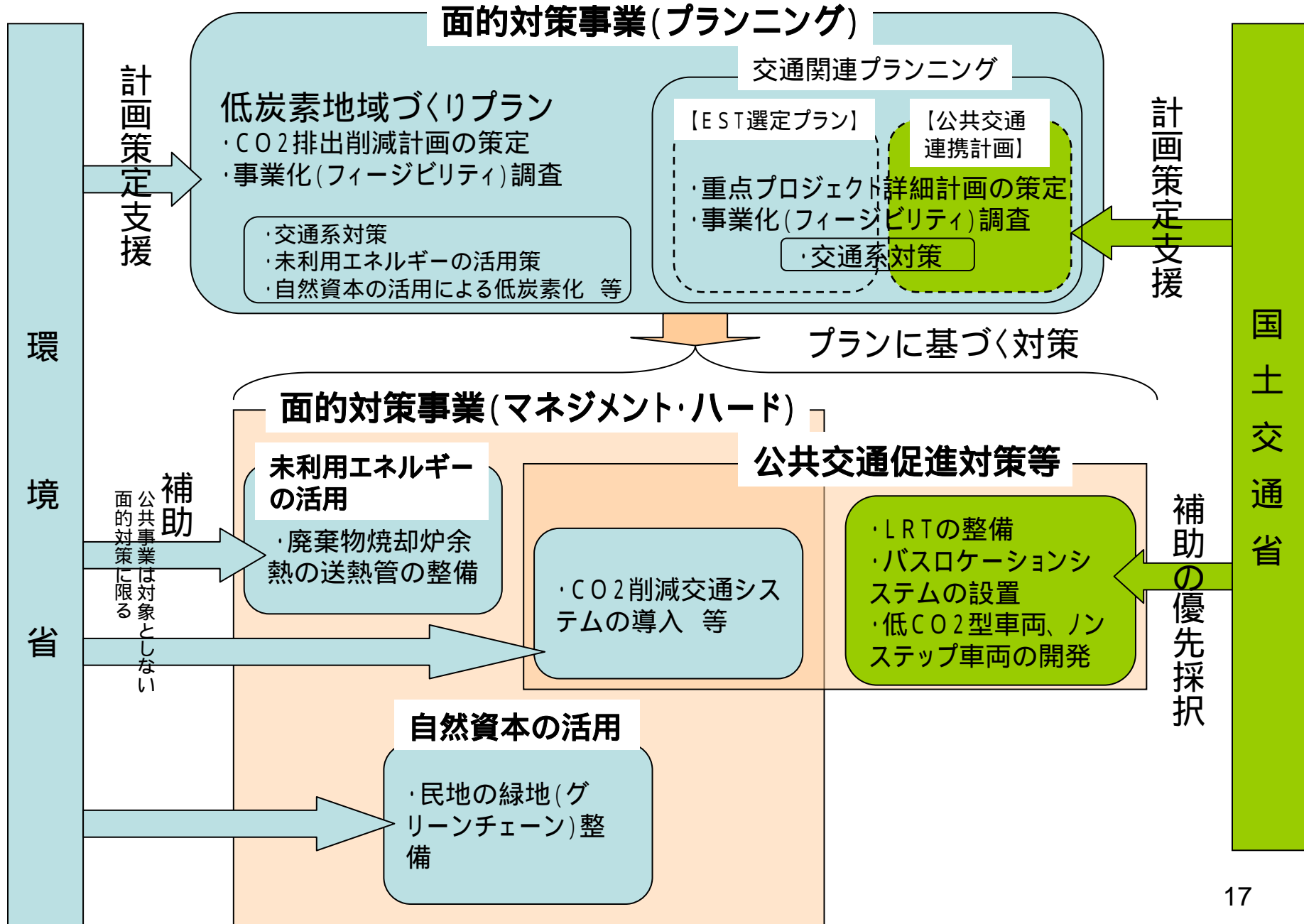
科学的データ
整備・活用

参加型モニタリング・
二次林などの能動的管理

民間活動推進モデル事業

質の高い公園管理の実現

低炭素地域づくり面的対策推進事業 2,000百万円(250百万円)



地球環境研究総合推進費 低炭素社会、適応策研究の高度化(特別募集枠の設定)

「21世紀環境立国戦略」に示された持続可能な社会の実現には、「低炭素社会」は欠くことのできない要素のひとつであり、その具体的なビジョンと実現への道筋が重要となっている。

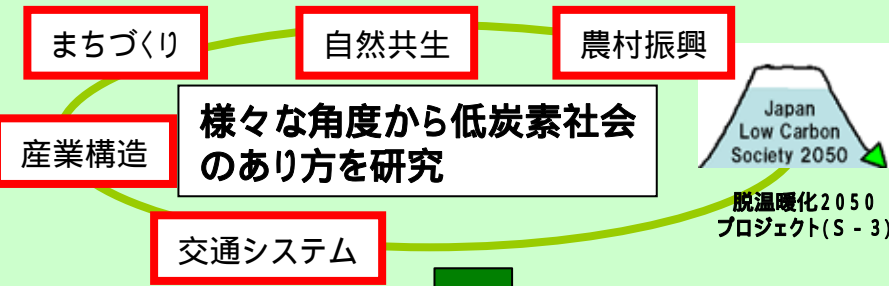
さらに「気候変動問題の克服に向けて国際的リーダーシップ発揮」(戦略1)の重要な柱として、**地球温暖化に対する適応策の検討**を行う必要がある。

地球環境問題対応型研究領域の中で、新たに二つの**特別募集枠**を設定し、下記の2つの研究課題への取組を強化し、研究成果を政策へ応用することにより「21世紀環境立国戦略」の実現に向けた動きを科学的な側面から支援加速させる。二つの特別募集枠を合わせて、**約10程度**の研究課題の採択を予定している。

低炭素社会研究の高度化500百万円(0)

当推進費では、「脱温暖化2050プロジェクト」により、低炭素社会に向けたシナリオ研究を実施。

本特別枠の研究を実施することにより、多様な視点に立った研究成果(下図の赤枠)が集積され、今後必要な取組についてシミュレーション等によりCO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、低炭素社会作りの加速化に寄与する



温暖化影響への適応策の高度化研究(賢い適応) 348百万円(0)

「賢い適応」を研究することにより、効果的・効率的な温暖化影響の回避・低減を推進。

本特別枠の研究を実施することにより、国民生活の各方面(沿岸大都市、食料生産、健康、水資源、自然生態系など)にわたる様々な脆弱性の評価と、それを踏まえた、効果的かつ効率的なリスクの低減方策(「賢い適応」)を検討し、温暖化影響に強い持続可能な国土・社会の形成の基盤となる知見を提供する

これら特別募集枠の研究成果を踏まえ「環境立国」を実現

里海創生支援事業 50百万円(0百万円)

課題 生物生息環境の悪化(干潟・藻場の喪失、赤潮や貧酸素水塊の発生)

原因 物質循環の低下(漁業の衰退) 海の環境に対する国民の無関心

陸域と沿岸域の一体性について国民の理解を深めるとともに、人間と海との共生を推進し、人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進する。

モデル海域(里海10選)の選定

- ・選定基準の策定
- ・モデル海域の公募、選定(NPO、自治体からの提案)

モニタリングサイト1000などとの連携

モデル海域での現地調査

- ・物質循環の調査(水質、生物調査)
- ・普及啓発を兼ねた市民参加型のモニタリングや植林活動等の実施

里海づくりマニュアルの作成

- ・現地調査結果より作成
- ・他の地域での取り組みの促進

シンポジウムの開催、広報等の実施

アジアへ「里海」の概念を情報発信

期待される効果

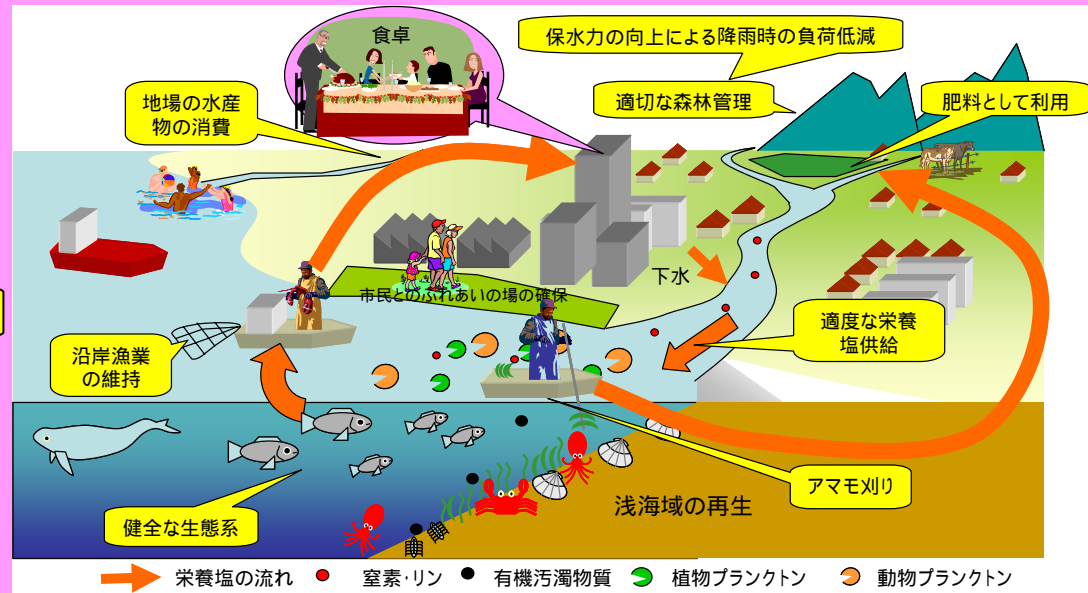
地域活性化

沿岸域の環境保全

アジアへの日本の貢献

生物多様性の保全

水産資源の確保



発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究16百万円(0百万円)

背景

(H19.3ヒアリング調査 以下現場の生の声)

- ・環境教育で教えるべき内容を体系的に示したものがなく、現場の環境教育は各教師の裁量に委ねられている現状
- ・環境教育の内容を、発達段階別・領域別に、具体的かつ体系的に示したものを全国の学校に示すべき

(H19.6.20学校教育法の一部改正) 第21条「義務教育として行われる普通教育の目標」の一つに環境教育が規定
学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

発達段階に対応した環境教育の「ねらい」策定

環境分野・領域別の学習内容を示した環境教育マトリクス作成

(例)

分野・領域 教育段階		温暖化 エネルギー	廃棄物 リサイクル	自然保護 生物多様性	化学物質	水・大気 公害
		幼稚園				
小学校	1年					
	2年					
	3年					
	4年					
	5年					
	6年					
中学校					××××	
高校					××××	

策定した「ねらい」と学習指導要領とをリンクさせ、各段階で学ぶべき内容を各学校現場に分かりやすく示す。

「環境保全」のみならず「経済開発」や「社会発展」の視点も盛り込んでいく。

(参考)
 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

効果

「ねらい」とともに、「どの段階で」「何を」学ぶか示すことで、教師が環境教育・学習に取り組みやすくなり、学校での環境教育が推進される。

(新)持続可能な開発のための教育(ESD)を担う

アジア高等教育機関人材育成事業

174百万円(0百万円)

環境人材育成のニーズと課題

持続可能なアジアの実現には、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材(環境人材)が不可欠。企業等でも、温暖化、希少資源の枯渇等の環境面でのリスクに対応するため企業活動等をグリーン化できる環境人材が求められている。

大学は、各人が専門性を育み興味を追求し、卒業後の職業や仕事の方向性に大きな影響を与える場であり、環境人材の育成の場として適切企業活動等の現場における研修、実習、主体的な環境保全活動等を通じた育成が必要だが、現時点では質・量とも不十分

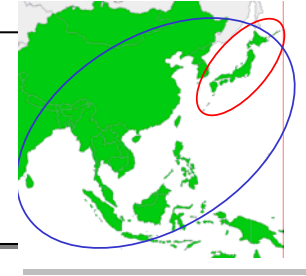
その原因は、現場を有する企業等と育成を行う大学とのマッチング機関の不在、環境保全活動を行う学生環境団体の支援不足等

2つの閣議決定

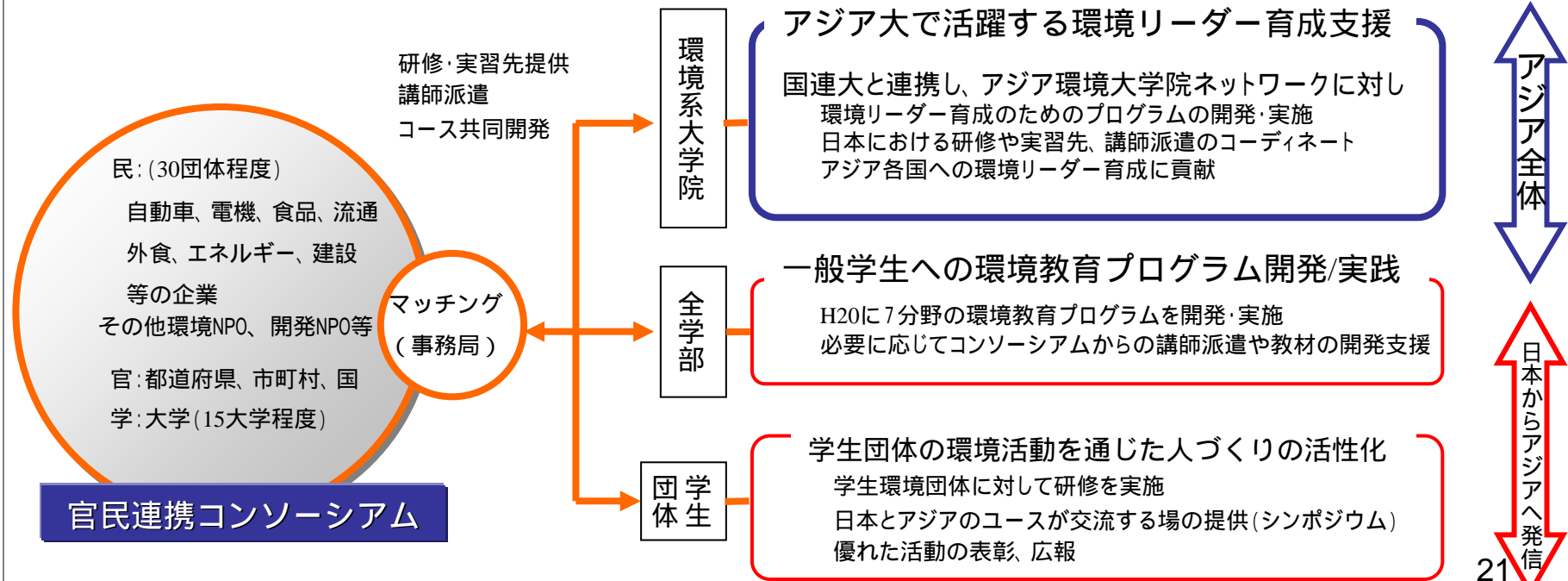
21世紀環境立国戦略「アジアの環境リーダー育成イニシアティブ」の展開
イノベーション25「世界の環境リーダー育成」

H19事業

基礎調査(企業の人材ニーズ調査、
大学における環境教育の現状調査等)
ビジョン策定
人材育成プログラム検討・試行
参加大学、企業、NPO等の募集



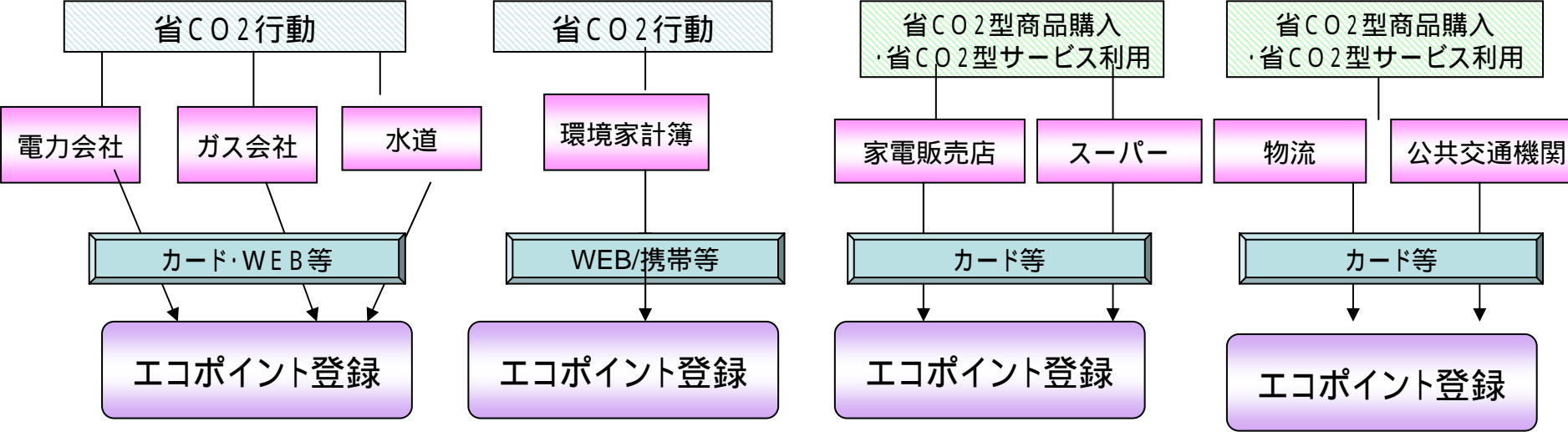
官民連携による環境人材育成(H20~21)



エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業420百万円(0百万円)

エコポイントフォーラム(エコポイント等を全国的に普及させるためのプラットフォーム)

全国規模又は地域レベルで普及可能なエコポイントのイメージ



環境行動をした個人・グループ等への還元 環境活動を行う団体等への還元

国民のCO2削減の行動の一層の促進

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

3,000百万円 (3,000百万円)

自主参加型国内排出量取引制度の概要

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力を支援することを目的として、2005年度から開始。(参加企業数 151社 (第1期～第3期合計))

一定の削減量を約束した企業に対し、省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備の導入補助

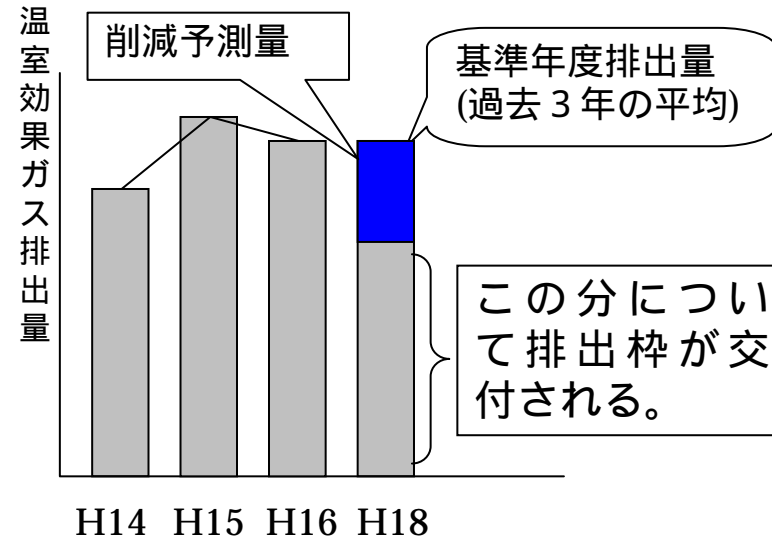
基準年排出量の検証、排出枠の交付

翌年度に排出削減・排出量取引を実施

削減対策実施年度排出量の検証、最終取引

設備補助申請の際必要な事項

- ・排出削減予測量
- ・基準年排出量(過去3年間の平均)



<ポイント>

最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

国等における環境配慮契約等の推進

環境配慮契約法の施行にあたり、基本方針に基づく各分野における検討を継続的に実施するとともに、実務的な契約等における説明会等を行うことにより普及・啓発を図る。
62百万円（0百万円）

目的

（第1条）

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

もって、環境への負荷が少ない社会の構築

国及び独立行政法人等

責務（第3条）

エネルギーの合理的かつ適切な使用等（需要面）
環境配慮契約の推進（供給面）

「基本方針」の策定（第5条）

環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表（第8条）

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

基本方針

電力購入における二酸化炭素排出量の考慮

自動車など耐久財の購入におけるランニングコストの考慮

ESCO事業による設備等の改修
（注）中長期的な観点からの契約が締結できる旨を法律に規定

庁舎や設備設計等に関するプロポーザル・企画競争

など
各省庁がばらばらに対策に取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組むこととなる。

情報の整理等（第10条）

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析して、提供

地方公共団体等

責務（第4条）

エネルギーの合理的かつ適切な使用等
環境配慮契約の推進

環境配慮契約の推進（第11条）
方針の作成等

公正な競争の確保（第12条）、エネルギーなど他の施策との調和の確保（第13条）